

令和2年9月1日
総務部総務課

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

地方税法の改正に伴い、世田谷区が徴収する使用料等に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるため、世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例を令和2年第3回定例会に提案する。

2 改正内容

延滞金を計算する際に用いる特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）を延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合）に変更する。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和3年1月1日

（令和3年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについて、なお従前の例による）

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例 昭和52年7月1日条例第24号</p>	<p>世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例 昭和52年7月1日条例第24号</p>
<p>第1～5条（略）</p>	<p>第1～5条（略）</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1～2（略）</p>	<p>1～2（略）</p>
<p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>附 則</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から</p>	
<p>施行する。</p>	
<p>（経過措置）</p>	
<p>2 この条例による改正後の世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関</p>	

改正後	改正前
<u>する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u>	